

「虹の音楽会」規約

2024年(令和6年)4月1日 現在

[名称] 1. 本会の名称を「虹の音楽会」とする。

[目的] 1. 本会は音楽家と音楽愛好者の会である。

2. 名曲を集めた親しみやすい演奏会を催す事で、演奏者、音楽愛好者共々
音楽を身近に楽しみ、かつ地域の文化の発展に貢献する。

[組織] 1. 本会は委員のボランティアによって、運営される。

・委員は代表・副代表・顧問・監事・会計・会計監査・運営委員で構成する。

・代表役員は運営委員会で選出し決定する。

役員の任期は2年とする。但し、留任を妨げない

2. 本会概要

・運営委員会は必要に応じて、隨時開く事ができる。

・本会には 愛好者・洋楽・邦楽の部門がある。

[総会] 1. 4月～翌年3月までを1期として、事業（公演）内容及び収支決算会計報告を行う。また、今年度の公演予定を報告する。

[会費及び会計]

1. 本会の経費は、会費及び賛助会費、その他の収入による。

2. 会員は次の会費を納入するものとする。

年会費： 大人 2,500円、 5歳～高校生 1,000円

賛助年会費： 一口 10,000円

3. 会費は、ファミリーコンサート及び運営資金にあてる。

4. 入会は隨時できる。退会の場合、既納の会費は返還しない。

5. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

収支は年度毎に決算し総会で報告する。但し、運営委員会にて総会を兼ねることも可能とする。

設立年月 昭和61年6月